

特定非営利活動法人 マツタケ山再生研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人マツタケ山再生研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を広島県庄原市高町1513番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広島県内の山間部市町に対して、マツタケ山の再生事業を行うことにより、地域の活性化に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下同法を単に「法」という。）第2条別表の下記記載の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 科学技術の振興を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 消費者の保護を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① マツタケ山の現状調査事業
 - ② マツタケ山の清掃事業
 - ③ マツタケ山の保全事業

- ④ マツタケに関する基礎研究を支援する事業
- ⑤ マツタケを用いた地域住民へのサービス事業
- ⑥ マツタケに関する講演会、講座、研究発表会等の企画及び運営事業
- ⑦ マツタケ山再生に関する出版、広報及び情報提供事業
- ⑧ マツタケ山再生を通して行われる町づくりに関する企業団体及び関係諸機関とのネットワーク事業
- ⑨ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法における社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人（一般及び学生）及び団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

- 2 前項にかかわらず、必要により理事会においてその他の会員の種別並びに会員の入会金及び会費を定めることができる。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会員の別を記載した入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、その者の申し入れによってその理由を明示するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会及び会員の資格の喪失)

第9条 会員は退会の意を記載した書面を理事長に提出して任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。
- (1) 本人が死亡したとき又は団体にあつては解散したとき。
 - (2) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもその支払いに応じず、理事会において今後も支払い意思の無いものと判断して退会と議決したとき。

(3) 除名されたとき。

(除名)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合において、会員を除名するときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において出席理事の3分の2以上の議決に基づき行う。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) この法人の名誉もしくは秩序を著しく害し、又は重大な法令違反もしくは公序良俗に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(役員の種類別)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上20名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあつてはその代表者）の中から選任する。

2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼任することはできない。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。ただし、総会の議決によって選任することを妨げない。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 1名以上5名以内

(理事の職務)

第13条 理事長はこの法人の業務を統括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたとき理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は法令、定款、理事会の議決及び総会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 第1号及び第2号について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期及び欠員補充)

第15条 役員任期は選任から2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前項の任期が終了し、その後任者が選任されていない場合、その任期の末日後最初の社員総会の終結までその任期を延長することができる。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内である限り、理事会の議決により報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行に要した費用を弁償することができる。

第5章 総会

(総会の構成)

第18条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べるることができる。
- 3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 理事会から付託された事項

(総会の開催)

第20条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4号の規定により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも7日前までに会員に対して通知を送信しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第25条 各正会員の表決権は、平等なるものとする

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事

項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録は議長が作成する。
 - 3 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から総会で選任した議事録署名人2名が、署名押印をしなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 総会に付議すべき事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第28条 理事会は、毎事業年度3回以上、理事長が招集して開催する。

- 2 理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき及び第14条第5号により監事から請求があったときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長が理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の3日前までに通知しなければならない。ただし全理事の同意があるときはこの手続きを経ずして開催することができる。

(理事会の議事)

- 第29条 理事会の議長は理事長もしくはその指名する理事がこれにあたる。
- 2 理事会は在任中の理事の過半数の出席がなければ開会することができない。
 - 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるときを除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 理事会の議事録については理事長の指名する理事又は事務局員においてこれを作成する。

(表決権等)

- 第30条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び同条第3項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 財産から生じる収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理等)

- 第31条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(収支予算及び決算)

- 第33条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て総会にて定める。ただし総会の議決の日までは前年度の予算を基準として執行し、その収入支出は新たに成立した予算の収入支出とすることができる。
- 2 収支決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及

び収支計算書等とともに、監事の監査を受け、総会において議決を得なければならない。

3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

4 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第36条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第37条 この法人の解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）のときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した他の特定非営利活動法人又は公益社団法人もしくは公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第38条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告)

第39条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要により事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は理事長が任免する。
- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第41条 事務局は主たる事務所において、法第28条において備え置きが定められた書類を備え置かなければならない。

(閲覧)

第42条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第11章 雑則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第12条第1項及び同条第3項の規定にかかわらず、設立総会において定める次に掲げる者とする。

理事長	空田有弘 /
副理事長	相澤慎一 /
副理事長	馬河義昭 /
副理事長	新山政男 /
副理事長	宮本英暉 /
副理事長	森永 力 /
理事	入江一好 /
理事	入瀬健治 /
理事	片山孝昭 /
理事	妹尾光信 /
理事	野崎幸雄 /
理事	森川剛利 /
理事	安廣彰人 /
理事	吉森美明 /
監事	伊藤 篤 /
監事	篁 良文 /

- 3 この法人の設立当初の役員^のの任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成22年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第27条第2項第1号、第33条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
なお、学生会員であった者が学生でなくなった場合、翌日以降の最初の事業年度の初日において個人正会員となるものとする。

正会員			
個人	入会金	1,000円	-
	年会費	1,000円	-
学生 (学生会員としての入会を希望し理事会により認められたもの)			
	入会金	500円	
	年会費	500円	-
団体 (代表者または連絡先の明らかな団体で法人格を有しないもの)			
	入会金	2,000円	-
	年会費	5,000円	-
法人	入会金	5,000円	-
	年会費	10,000円	-
賛助会員			
個人	入会金	500円	-
	年会費	500円	-
法人	入会金	2,000円	-
	年会費	5,000円	-

平成21年 6月11日
この謄本は当法人の定款に相違ない。

特定非営利活動法人 マツタケ山再生研究会

設立代表者 住所又は居所 広島県庄原市高町 2633 番地 2
氏名 空田 有弘

